

静岡県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第19号

静岡県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

静岡県国民健康保険事業費納付金条例（平成29年静岡県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険事業費納付金の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例の定めるところにより算定するものとする。</p>	<p>(国民健康保険事業費納付金の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例の定めるところにより算定するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。